

1. 授業について

- 入寮した初めの月曜日に、オリエンテーションとレベルチェックテストを受けます。
- クラス時間は50分、休憩時間は10分です。
- 毎月末金曜日にリスニング、ライティング、カンパシーンのレベルテストが行われます。
- テストにてレベルが変更した場合、そのレベルに応じた授業へ移行、また教科書を購入していただく場合がございます。
- テストの日は午前中にテストを受け、午後は通常授業が行われます。
- 故意にテストを受けなかった場合、授業の変更はできません。また卒業証明書が発行されません。再試験も行われません。
- 卒業証明書には学生の留学期間、最終レベル、出席率が記載され、各コースの必要条件を満たした学生が授与されます。
- 出席率が70%以下の学生には卒業証明書は発行されません。
- 授業開始の第1週目は授業スケジュールを変更する事はできません。しかし、第2週目以降は毎週火曜日と木曜日の8:00~15:00に変更受付が可能です。変更の可否はスタッフの判断により決定されます。
- 選択科目受講者は、TOEIC、TOEFL、ビジネス、メディア、OPICから2つ選択できます。月単位の受講になり、科目延長・変更は月末テストの前日木曜日もしくはテスト当日の金曜日に変更可能です。(クラス受講人数により選択できない科目もあります)
- フィリピン及びセブの祝祭日に従い休校日を決定致します。また休校日による授業料の返金はございません。
- 生徒が授業開始から5分以上遅れた場合は遅刻扱い、15分以上遅れた場合は無断欠席扱いとなります。
- 講師が授業開始から5分経過しても教室に来ない場合は、各フロアスタッフまたは日本人スタッフにお知らせください。
- 講師が欠席の場合、代理講師が授業を行います。もしくは別途補講授業が行われます。
- 授業を欠席する場合、エクスキューズレター(欠席届け)を授業欠席前に提出する必要があります。
- エクスキューズレター(欠席届け)を提出した場合でも、金曜日~次の木曜日までの1週間にコースの10レッスン以上欠席するとペナルティがあります。しかし、病院からの診断書の提出があった場合は欠席数には数えられません。
- エクスキューズレター(欠席届け)なしで、金曜日~次の木曜日までの1週間2レッスン以上無断欠席を行うとペナルティがあります。
- 延長する際は4週間前までにお申し出ください。追加料金は延長開始前の1週間以内に支払ってください。夏休みと冬休みは満室になる可能性があります。
- 延長は1週間単位で可能です。クラスや講師は変更する可能性があります。
- グループクラスを1:1クラスに変更することはできません。ただし、1:1クラスを追加したい場合は、1週間単位で1日1時間5,000円で追加できます。
- 講師の変更については、生徒の意見を尊重し、マネージャーとの相談の結果、必要があると判断された場合に変更できます。ただし、十分な理由でないと判断される場合は変更はできません。
- 露出の多い服装(ホットパンツ、キャミソールなどのノースリーブ)での授業への出席は禁止です。
- 教室棟の2階~5階は母国語禁止ゾーン“EOPZONE”になり、全ての学生と講師はこちらのゾーンでは英語を話すこと。英語以外の言語を使用した場合は、ペナルティとしてグリーンカード1枚が与えられます。(グリーンカードを1週間に5枚与えられると英語でエッセイを提出)

<授業欠席によるペナルティ>

欠席届けあり	ペナルティ	
受講コース 10レッスン以上	金・土・日曜日の外出禁止	
欠席届けなし	ペナルティ	
	特別補講授業の受講あり	特別補講授業の受講なし
2レッスン	ペナルティなし	金曜日の外出禁止
3レッスン	ペナルティなし	金・土曜日の外出禁止
4レッスン	金曜日の外出禁止	金・土・日曜日の外出禁止
5レッスン以上	金・土・日曜日の外出禁止	

※特別補講授業は毎週金曜日の18:00~20:00に行っています。特別補講授業と重なる授業がある生徒は、特別補講授業20:00~21:00そして22:00までに課題の提出があります。金曜日が休校日の場合は、木曜日に特別補講授業があります。

※上記ペナルティの他に学生は出席率に注意する必要があります。

2. 電気代、水道代、寮保証金について

- 電気代は基本料を超えると超過料金が発生します。水道代は超過料金が発生しません。
- 電気代の超過料金は月末に計算され、支払いが必要な学生は名前が貼り出され5日以内にお支払いください。
- 電気代は生徒が使用した分の相当額を支払うことになるので、使用しないときはこまめに電源を切るなどして節約してください。二人部屋の生徒は合計金額の半額ずつを支払います。
- 寮の保証金(4,000ペソ)については学校・寮の設備及び備品に破損がなければ退寮日に保証金を返金します。万が一設備及び備品に破損が生じた場合には寮保証金より差し引かれ、さらに修理費用が上回る場合は必要費用をお支払いいただきます。
- 電気代を支払わない学生は寮保証金から電気代を徴収します。

3. 外出と外泊について

- 門限は日曜日~木曜日は22時まで、金曜日と土曜日(休日前)は24時までです。門限時間外の学生の出入りは一切できず、午前5時まで敷地内に入ることはできません。
- 講師との外出は学校の許可が必要です。外出には外出前までに invitationslip の提出と承認が必要です。(1対1の異性講師との外出は禁止です。複数名であれば可能です)
- 授業のある平日の外泊は禁止です。週末のみ外泊届けを出した場合に許可されます。マンダウ工市内、セブ市内での外泊は禁止です。
- 外泊をした場合は外泊を証明するホテル等のレシートを休みの翌日17:00までに提出していただきます。
- 家族がセブに来た時またはフィリピン国外の旅行を希望する場合。特別に平日でも外泊許可が認められます。家族のEチケットまたはフィリピン国外を旅行する場合のご自身のEチケット・滞在手記証明書の2点の提出が必要になります。外泊する7日前までに申請が必要。最長外泊日数は7日間まで。授業料の返金はありません。レッスンの欠席数はペナルティの対象にはなりません。
- 外出、外泊時に起こった事故等について学校は一切の責任を負いません。
- 学校敷地内に入出入りする場合は、必ずメインゲートにある指紋認証を済ませます。

4. 留学期間の変更・取消について

- 留学期間の変更、コース変更については日本人スタッフへご相談ください。
- 留学期間を延長する場合は、延長前に延長した分の支払いが必要です。
- 直系親族の死亡による学生の一時的帰国の場合は、1週間の期間を延長する事ができます。留学を取消しする場合は返金規定に基づきます。
- 病気治療、家族の結婚式など一時帰国が必要な場合、最長5日間の延長が可能です。3日前までに申請が必要です。
- 返金規定のお申し出日は週の途中の日数を除く、週単位で計算されます。
- 退学処分された場合、天災地変(台風、停電、地震など)の当校の不可抗力的な事由の場合、差額が発生するコース変更の場合、授業開始後のお申し出日より留学残余期間が8週間以下の場合、お申し出日に関わらず返金は一切ございません。

<返金規定>

	お申し出日	登録料	授業料	寮費
ご出発前	ご出発日より 起算して 28日以前	返金なし	全額返金	
	ご出発日より 起算して 27日以降		全額返金	1週間分を除き返金
ご出発後	留学期間 25%以内		残余期間の総費用50%返金	
	留学期間 50%以内		残余期間の総費用20%返金	
	留学期間 50%以上		返金なし	